

平成27年度 第1回  
高槻市景観審議会  
諮問案件

< 資料 >

案 件 名
高槻市屋外広告物条例施行規則の一部改正について

- 1 新名神高速道路等の供用に係る表示方法の制限区域の追加

日 時 平成27年11月17日（火）午後2時から

場 所 高槻市役所 本館3階 第2委員会室

## 1 屋外広告物の規制について

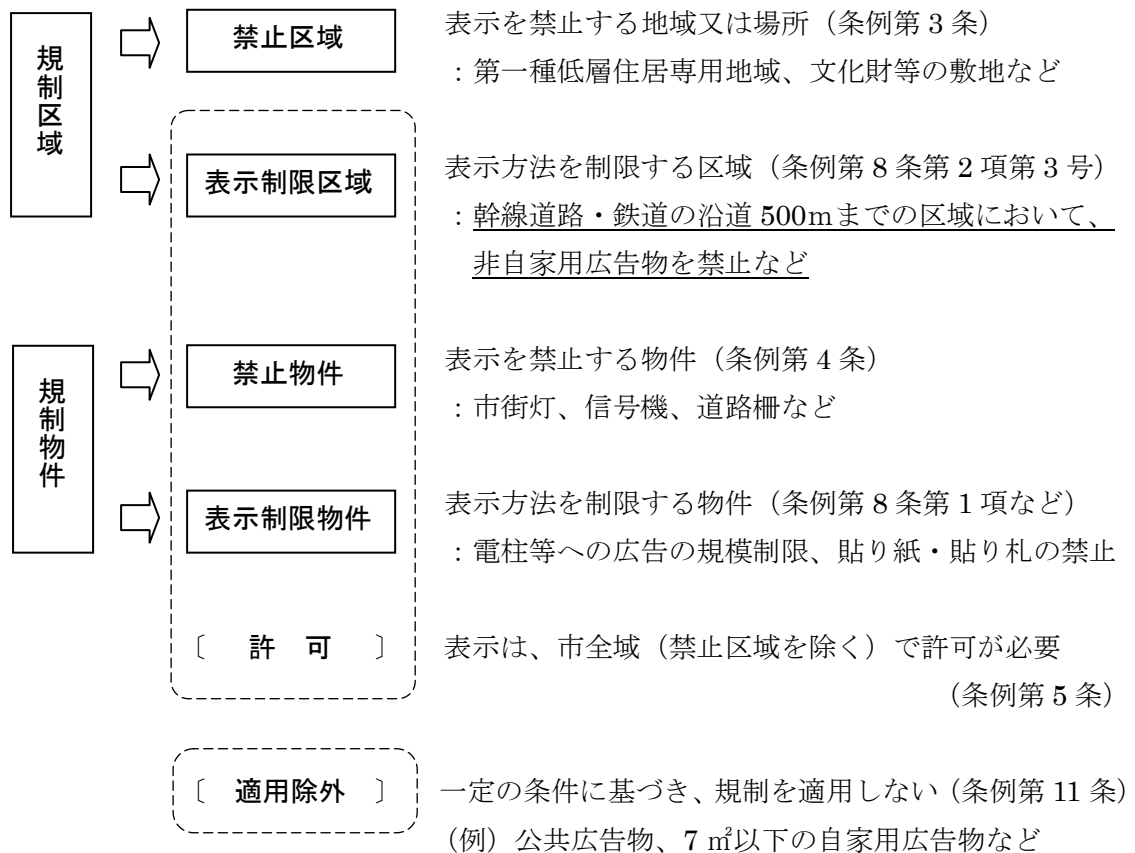
- 本市では、屋外広告物について、「良好な景観の形成・風致の維持」と「公衆に対する危害防止」を目的として、法令に基づき必要な規制を行っている。

根拠法令	①屋外広告物法 ②高槻市屋外広告物条例 ③高槻市屋外広告物条例施行規則
屋外広告物とは (法第2条)	①常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの ②看板、立看板、はり紙・はり札、広告塔、広告板など

- 屋外広告物の規制は、自家用広告物と非自家用広告物の別により異なり、非自家用広告物の方がより厳しい規制を行っている。

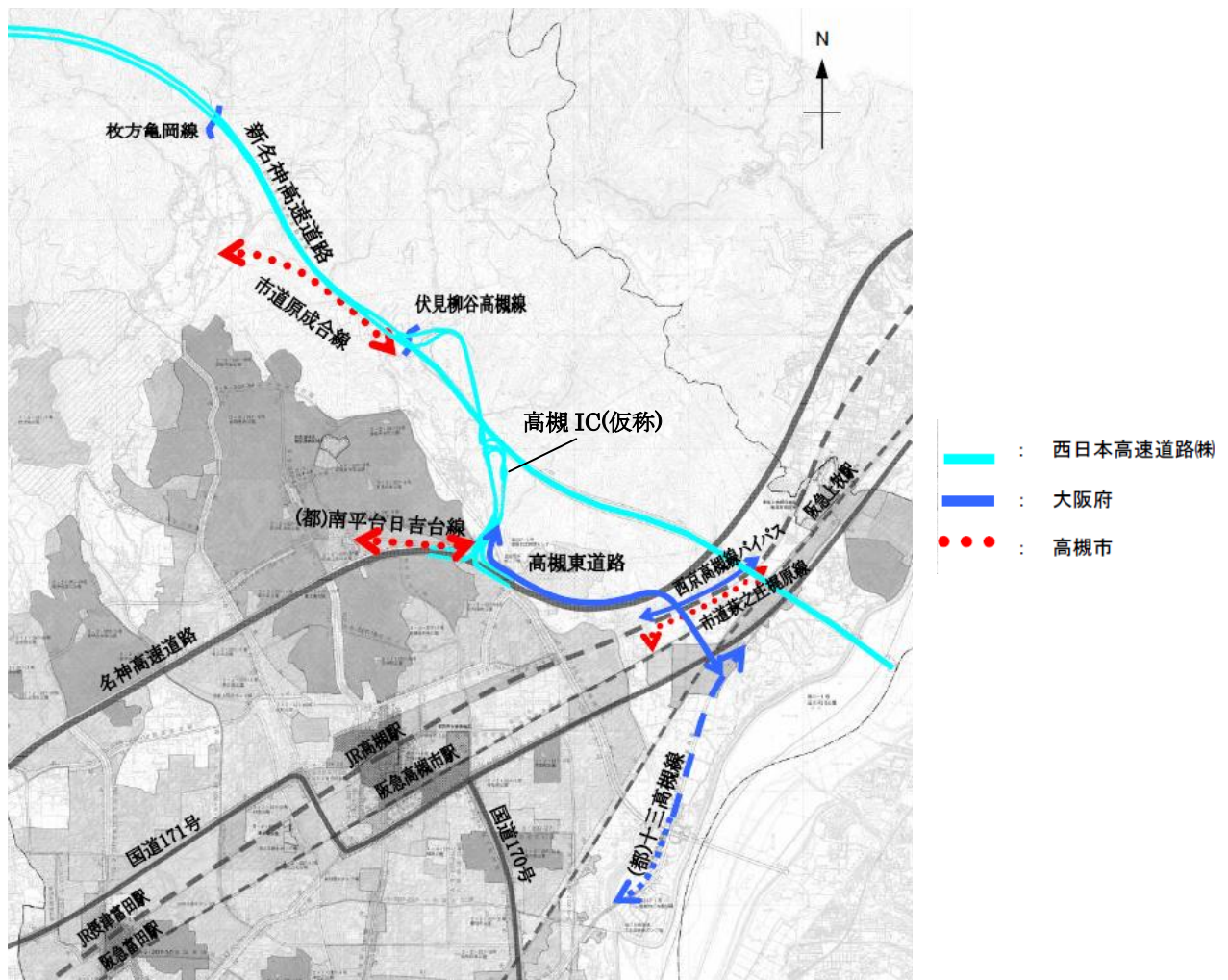
自家用広告物	自己の事業所や敷地内に、自己の名称や事業内容等を表示するもの
非自家用広告物	自家用広告物以外のもの（野立て看板など）

## 2 規制概要



### 3 新名神高速道路等の整備

- ・現在、新名神高速道路（近畿自動車道名古屋神戸線）高槻～神戸間が平成 28 年度末の開通に向け整備されており、併せて本市への新たな玄関口となるインターチェンジの開設が予定されている。
- ・また、このアクセス道路として高槻東道路（府道伏見柳谷高槻線）、市道原成合線、都市計画道路南平台日吉台線などの関連道路の整備も進められている。



- ・上記の沿道区域には高質な山並み景観が広がっており、また市の玄関口として良好な車窓景観の確保が求められる。
- ・しかし、沿道で屋外広告物の適正な掲出を誘導する表示制限区域は、上記路線の掲出に対応しておらず、その他の地域と同程度の規制となっている。

- ・そのため以下のとおり、このような地域環境の変化への対応について検討を行った。

## 4 新たな道路整備に伴う景観形成に関する基本的な考え方

### ■従来の表示方法制限区域の考え方

- ・本市が中核市となる平成 15 年までは、屋外広告物法及び大阪府屋外広告物条例に基づき、大阪府が主要な幹線の路線を対象に、より良好な沿道景観を保全するため、主に非自家用広告物を規制する「表示方法の制限」を行っていた。
- ・本市としては、中核市に移行し、高槻市屋外広告物条例を制定した際には、大阪府条例の規制を継承した「表示方法の制限」を行ってきた。



### ◎近年の取組と変化

- ・景観行政団体である高槻市として、平成 21 年 3 月に景観基本計画・景観条例を定め、より本市の特性に相応しい景観形成を推進



### ■新たな道路整備における表示方法の制限区域の考え方

- ・新たな道路整備にあわせて高質な沿道景観を保全すべく、従来の方針に加えて、地域特性を鑑みながら、屋外広告物の適切な掲出を誘導する。

## 5 表示方法の制限区域について

### (1) 現在の表示方法の制限区域

- ・本市では、高槻市屋外広告物条例（以下「条例」という。）第 8 条第 2 項第 3 号及び条例施行規則（以下「規則」という。）第 7 条の 2 に基づき幹線道路及び鉄道の沿線において表示方法の制限区域を設けている。
- ・概要については、下表及び次ページのとおり。

表示方法の制限区域	①名神高速道路、②東海道新幹線、③JR 東海道本線、 ④阪急京都線、⑤国道 171 号の一部、⑥国道 170 号の一部、 ⑦府道大阪高槻線の一部  計 7 路線  各路線から 500m 未満の区域で、主に非自家用広告物に対して表示方法を制限している。
-----------	---

表1 条例第8条第2項第3号に基づく表示方法の制限区域の概要

路線①：名神高速道路、東海道新幹線

路線②：国道171号の一部、国道170号の一部、府道大阪高槻線の一部、JR、阪急

区域の区分	路線の区分	形式		非自家用広告物			自家用広告物	
				道路等からの距離			道路等からの距離	
				100 m未満	100m以上 200m未満	200m以上 500m未満	500m未満	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種低層住居専用地域</li> <li>・第一種中高層住居専用地域</li> <li>・第二種中高層住居専用地域</li> </ul>	路線①②共通	屋上広告物	たて				建物の高さの1/3以内	
			よこ				建物の幅の範囲内	
		壁面広告物	たて				建物の高さの1/2以内	
			よこ				建物の幅の範囲内	
		その他広告物	表示面積	掲出不可				大きさ・高さの規定なし
			地上からの高さ					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種住居地域</li> <li>・第二種住居地域</li> <li>・準住居地域</li> <li>・準工業地域</li> <li>・工業地域</li> <li>・市街化調整区域</li> </ul>	路線①	屋上広告物	たて				建物の高さの2/3以内	
			よこ				建物の幅の範囲内	
		壁面広告物	たて				建物の高さの範囲内	
			よこ				建物の幅の範囲内	
		その他広告物	表示面積				大きさ・高さの規定なし	
			地上からの高さ					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業地域</li> <li>・近隣商業地域</li> </ul>	路線②	屋上広告物	たて		建物の高さの2/3以内	建物の高さの2/3以内		
			よこ		建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内		
		壁面広告物	たて		建物の高さの範囲内	建物の高さの範囲内		
			よこ		建物の幅の範囲内	建物の幅の範囲内		
		その他広告物	表示面積		30㎡以内	40㎡以内	大きさ・高さの規定なし	
			地上からの高さ		5m以内 (広告塔は15m以内)			
制限緩和区域	路線①②共通	屋上広告物	たて	建物の高さの2/3以内			建物の高さの2/3以内	
			よこ	建物の幅の範囲内			建物の幅の範囲内	
		壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内			建物の高さの範囲内	
			よこ	建物の幅の範囲内			建物の幅の範囲内	
		その他広告物	表示面積	50㎡以内		100㎡以内	大きさ・高さの規定なし	
			地上からの高さ	5m以内 (広告塔は15m以内)				

## (2) 今後の考え方

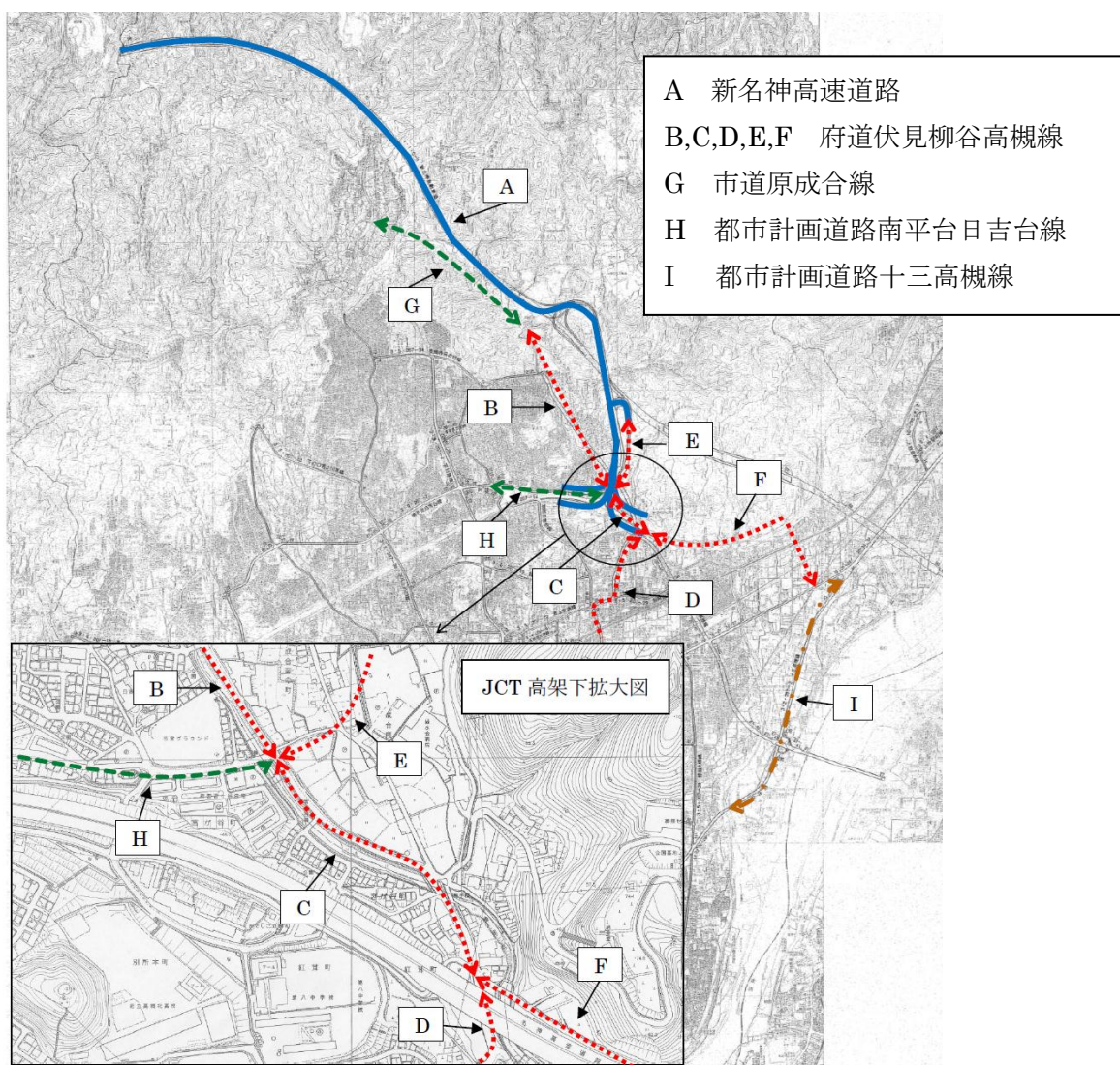
- ・本市では、すでに条例に基づき表示方法の制限を行っていることから、上述の新たな道路整備に併せて規則第7条の2を改正し、対象となる路線を追加する。
- ・対象とする屋外広告物は、現在と同様とする。

## 6 新名神高速道路等の整備に伴う表示方法の制限について

### (1) 対象路線と区域について

- ・現在整備が進められている新名神高速道路（高槻～神戸）及び関連道路について、以下の項目を整理し、表示方法の制限の必要性を検討した。

- ①高槻市景観基本計画に定める景観類型
- ②沿道景観の形成状況
- ③道路の位置づけ
- ④想定される道路利用者
- ⑤屋外広告物の掲出が懸念される場所
- ⑥既存不適格となる広告物の有無
- ⑦総合評価



## (2) 検討結果

・前述の路線について、表示方法の制限の必要性について検討した結果を下表及び別表に示す。

路線名	総合評価	制限
A 新名神高速道路 (高槻～神戸)	広域幹線的な道路沿道の山並み景観の保全の必要性が非常に高い	○
B 府道伏見柳谷高槻線 (IC 交差点以北)	IC から市北部に向かう玄関口に位置する路線で、山間部や田園区間等沿道は豊かな自然景観を形成しており、景観の保全の必要性が高い	○
C 府道伏見柳谷高槻線 (IC 交差点～名神との交差点)	本市の玄関口として良好な景観を保全する必要性が高い	○
D 府道伏見柳谷高槻線 (名神との交差点以南)	すでに市街地の景観が形成されており、新たな屋外広告物の掲出による影響は低い	×
E 府道伏見柳谷高槻線 (IC 交差点～料金所)	本市の玄関口として良好な景観を保全する必要性が高い	○
F 府道伏見柳谷高槻線 (高槻東道路部分)	IC から山際を通りつつ国道に連絡する主要な幹線道路であり、山並み景観の保全の必要性が高い	○
G 市道原成合線	IC から市北部に向かう玄関口に位置する路線で、山間部や田園区間等沿道は豊かな自然景観を形成しており、景観の保全の必要性が高い	○
H (都) 南平台日吉台線 (事業中区間)	IC から市西部に向かう新たなる路線で、沿道は落ち着いた住宅地景観を形成しているため、景観の保全の必要性が高い	○
I (都) 十三高槻線 (国道 171 号～檜尾川との交会点)	道路予定地周辺は豊かな田園風景が中心となっており、景観の保全の必要性が高い	○

### (3) 表示方法の制限の概要(案)

- ・上記を踏まえた表示方法の制限の対象路線と内容を下表に示す。

路線名	内容
A 新名神高速道路 (高槻～神戸)	表1 路線①の表示方法の制限とする
B.C.E.F 府道伏見柳谷高槻線 (市道原成合線との交差点～名神との交差点、IC料金所～(都)南平台日吉台線との交差点及び高槻東道路部)	表1 路線②の表示方法の制限とする
G 市道原成合線	表1 路線②の表示方法の制限とする
H (都) 南平台日吉台線 (事業中区間)	表1 路線②の表示方法の制限とする
I (都) 十三高槻線 ※ (国道171号～檜尾川との交差点)	表1 路線②の表示方法の制限とする

※現在、大阪府が事業に取り組まれている国道171号～府道枚方高槻線については、その他路線と同時期に規制改正する。残された府道枚方高槻線～檜尾川との交差点については、事業完了の見通しが立った時点で規則改正する。

## 7 今後のスケジュール

- ・平成28年3月 規則の改正
- ・平成28年4月 改正規則の施行



表 新名神高速道路等の整備に伴う表示方法の制限の必要性の検討

路線名	① 高槻市景観基本計画 に定める景観類型	② 沿道景観の形成状況	③ 道路の位置づけ	④ 想定される道路利用者	⑤ 屋外広告物の掲出が懸 念される場所	⑥ 既存不適格となる 広告物の有無	⑦ 総合評価	制限の必要性
A 新名神高速道路 (高槻～神戸)	自然的景観	山並みや森林等	他府県市と連絡する広域 幹線高速道路	通過交通を含め全国各地 の高速道路利用者	トンネル入口等	なし	広域幹線的な道路沿道の山並み景観 の保全の必要性が非常に高い	○
B 府道伏見柳谷高槻線 (IC 交差点以北)	自然的景観	田園や森林等	IC 及び原成合線に接続 する幹線道路 (府道)	市外から摂津峡や檜田等 への来訪者 市北部の高速道路利用者	沿道、特に IC 周辺	なし	IC から市北部に向かう玄関口に位置 する路線で、山間部や田園区間等沿 道は豊かな自然景観を形成してお り、景観の保全の必要性が高い	○ (原成合線と の交会点まで)
C 府道伏見柳谷高槻線 (IC 交差点～名神との 交差部)	自然的景観	山並みが眺望できる	IC 及び高槻東道路部に 接続する幹線道路 (府道)	市外からの来訪者 市内の高速道路利用者	沿道、特に IC 周辺	なし	本市の玄関口として良好な景観を保 全する必要性が高い	○
D 府道伏見柳谷高槻線 (名神との交差部以南)	市街地の景観	住宅や店舗等	国道 171 号に接続する幹 線道路 (府道)	市外からの来訪者 市内の高速道路利用者	沿道、特に IC 周辺	5 件	すでに市街地の景観が形成されてお り、新たな屋外広告物の掲出による 影響は低い	×
E 府道伏見柳谷高槻線 (IC 交差点～料金所)	自然的景観	山並みや森林等	IC 及び南平台日吉台線 に接続する幹線道路 (府道)	市外からの来訪者 市内の高速道路利用者	沿道、特に IC 周辺	なし	本市の玄関口として良好な景観を保 全する必要性が高い	○
F 府道伏見柳谷高槻線 (高槻東道路)	自然的景観 市街地の景観	山際を通り、田園の上 空を通過	IC から国道 171 号に接 続する幹線道路 (府道)	市東部からの高速道路利 用者	名神平行区間、国道 171 号直近	なし	IC から山際を通りつつ国道に連絡す る主要な幹線道路であり、山並み景 観の保全の必要性が高い	○
G 市道原成合線	自然的景観	田園や森林等	市域北部の府道を連絡す る幹線道路 (市道)	市外から摂津峡や檜田等 への来訪者 市北部の高速道路利用者	農地の沿道	なし	IC から市北部に向かう玄関口に位置 する路線で、山間部や田園区間等沿 道は豊かな自然景観を形成してお り、景観の保全の必要性が高い	○
H (都) 南平台日吉台線 (事業中区間)	市街地の景観	主に低層住居、一部事 業用地	IC からの交通を市内西 部に誘導する幹線道路 (市道)	市西部からの高速道路利 用者	事業用地等	なし	IC から市西部に向かう新たなる路線 で、沿道は落ち着いた住宅地景観を 形成しているため、景観の保全の必 要性が高い	○
I (都) 十三高槻線 (国道 171 号～檜尾川と の交会点)	自然的景観	田園、一部事業用地	国道 171 号から国道 170 号さらには大阪市内まで 連絡する幹線道路 (府道)	国道 171 号～八町畷交差 点～辻子交差点をバイパ スする利用者	農地の沿道、事業用地 等	なし	道路予定地周辺は豊かな田園風景が 中心となっており、景観の保全の必 要性が高い	○